

## 令和元年第1回臨時会会議録目次

1	仮議席の指定	4
2	選挙第1号 議長選挙	4
3	議席の指定	5
4	会議録署名議員の指名	5
5	会期の決定	5
6	選挙第2号 副議長選挙	6
7	行政報告	7
8	議案第5号 専決処分（多摩六都科学館組合職員 の給与に関する条例の一部を改正 する条例）の承認について	8
9	議案第6号 多摩六都科学館の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例	9
10	議案第7号 多摩六都科学館組合監査委員の 選任につき同意を求めることについて	20

令和元年 第1回臨時会

7月24日（水）

令和元年多摩六都科学館組合議会  
第 1 回 臨 時 会 会 議 録

○期 日 令和元年7月24日(水)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	竹井ようこ君	2番	鈴木だいち君
3番	横尾孝雄君	4番	小林美緒君
5番	渋谷のぶゆき君	6番	城野けんいち君
7番	間宮美季君	8番	鴨志田芳美君
9番	小林たつや君	10番	中村すぐる君

○出席説明員

管理者	丸山浩一君	事務局長	手塚光利君
管理課長	豊田和徳君		

○議会職員出席者

書記	内海謙一君	書記	小菊 繭君
----	-------	----	-------

○議事日程第1号

第1 仮議席の指定

第2 選挙第1号 議長選挙

○議事日程第1号の2

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 選挙第2号 副議長選挙

第5 行政報告

第6 議案第5号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

第7 議案第6号 多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第7号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

令和元年多摩六都科学館組合議会第1回臨時会

令和元年7月24日（水）午前10時05分開会

○事務局長（手塚光利君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和元年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を開会いたします。

初めに、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

○管理者（丸山浩一君） 組合議会の貴重なお時間を拝借いたしまして、ありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、科学館組合議員に御就任をいただきまして、ありがとうございます。

また、西東京市の両議員におかれましては、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

科学館組合議会も議員の改選時期でございまして、本日、臨時議会を開催させていただきましたこととなりました。まず正副議長、監査委員を御選任いただき、今後の議会運営をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、多摩六都科学館は開館して本年ではや25年を迎えることができました。長年にわたり事業継続できましたのも、構成5市の皆様方の御理解、御協力のたまものと感謝申し上げます。

今後とも、指定管理者ともども多くの方々に御利用いただき、ますます科学館が発展するよう努力してまいる所存でございますので、組合議会議員の皆様方には、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○事務局長（手塚光利君） ありがとうございます。

議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、西東京市から選出されております小林たつや議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（小林たつや君） ただいま御紹介いただきました西東京市議会から選出されました小林でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

○事務局長（手塚光利君） ありがとうございます。

それでは、臨時議長さんに議長席に御着席願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着席〕

---

○臨時議長（小林たつや君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○臨時議長（小林たつや君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

新しく組合議員になられました議員の方々につきましては、議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

○臨時議長（小林たつや君） それでは、日程第2「選挙第1号 議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林たつや君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林たつや君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に5番 渋谷のぶゆき議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました5番 渋谷のぶゆき議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（小林たつや君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5番 渋谷のぶゆき議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渋谷議員が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました5番 渋谷議員に議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○5番（渋谷のぶゆき君） 第5番 渋谷のぶゆきです。

謹んで議長の職をお受けいたします。どうか皆様、よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（小林たつや君） ありがとうございます。

それでは、渋谷議長、議長席のほうに御着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

---

午前10時11分 再開

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 議事日程第1号の2によりまして、進行させていただきます。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、議席はただいま御着席のとおりと決定いたします。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、第1番 竹井ようこ議員及び第2番 鈴木だいち議員を指名いたします。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第4「選挙第2号 副議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に7番 間宮美季議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました7番 間宮美季議員を副議長当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました間宮美季議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました間宮議員が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました7番 間宮議員に副議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○7番（間宮美季君） ただいま副議長長の任を拝命いたしました間宮美季と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渋谷のぶゆき君） ありがとうございます。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第5「行政報告」を議題といたします。

報告を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

平成31年第1回定例会から現在までの事務事業執行状況の主なものについて、御報告申し上げます。

初めに、入館者数の状況につきまして御報告いたします。

平成31年4月から令和元年6月までの3カ月間の入館者は5万3,971人で、前年と比較いたしますと6,214人、率にしますと13.0%の増となっております。なお、4月及び5月としては、開館直後の平成6年度には及ばないものの、その年度に次ぐ入館者数となっております。季節に応じた企画やイベント等を実施し、御好評をいただいたものと考えております。

次に、平成31年3月29日及び令和元年6月27日に実施いたしました例月現金出納検査について御報告いたします。

例月現金出納検査は、多摩六都科学館組合監査委員条例第4条の規定に基づく、平成30年12月から令和元年5月までの各月の現金出納状況についての検査でございます。その結果につきましては、いずれも適正な事務執行である旨、監査委員から御報告をいただいております。

次に、管理運営状況でございますが、事業実施、自主事業等においては良好な管理運営を行っているところでございます。

当科学館開館25周年記念として、圏域市民感謝デーを3月2日、3日の2日間実施いたしました。圏域市民の皆様の入場を両日とも無料とし、3日につきましては、昨年も実施した無料のシャトルバスを運行するとともに、館庭において組合構成市の特産物などを販売する「たまるくとご当地グルメフェスティバル」なども実施し、多くの方に御来場いただいております。

4月7日には、累計400万人目の利用者の方をお迎えし、記念のセレモニーを開催いたしました。400万人目のお客様は東久留米市からお越しになった御家族で、高柳館長から記念品を贈呈しております。

3月21日から5月6日までの期間には、幅広い年齢層に人気のある文房具をテーマとした「ぶんぶん文房具展」と題した企画展を行い、大変多くのお客様に御来場いただきました。

また、開館25周年記念のプレイベントとして昨年度開催いたしました、構成5市の魅力を発信する「市民ウィーク」を、今年度も5月の東村山市を皮切りに、7月の東久留米市、9月の清瀬市、11月の小平市、1月の西東京市と実施してまいります。

組合といたしましては、今後とも指定管理者と協力をしまして、より多くの方々にお楽しみいただける科学館を目指すとともに、多摩六都圏域における地域連携を図り、圏域市民の皆様との交流拠点として活気にあふれた施設となるよう努めてまいります。

組合議員の皆様には、今後とも引き続き多摩六都科学館に対しまして御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 以上で行政報告は終了しました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、質疑なしと認め、行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第6「議案第5号 専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第5号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、東京都人事委員会勧告並びに西東京市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、西東京市に準拠して制定している多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例を改正する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、平成31年3月27日に専決処分いたしましたもので、地方自治法第179条第3項の規定により御報告するものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 手塚光利さん。

○事務局長（手塚光利君） それでは、議案第5号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」、補足して御説明いたします。

本議案は、昨年の東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、東京都並びに西東京市の条例の

一部改正と同様に、多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、本年3月27日に専決処分し、4月1日に施行したもので、議会の承認を求めるものでございます。

資料3及び4に条例の新旧対照表をおつけしております。

主な改正内容につきましては、初任給の1,000円引き上げ、行政職給料表の初任層の引き上げ、高齢層職員の給与抑制、管理職手当の定額化、職務の級5級の給料月額定額化、期末手当の均等配分、初任給調整手当の廃止などがございます。

議案第5号についての補足説明は以上とさせていただきます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 討論なしと認めます。

それでは、これより、議案第5号「専決処分（多摩六都科学館組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認について」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第7「議案第6号 多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第6号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、多摩六都科学館の利用料金について、消費税及び地方消費税の税率の改定に基づいて課税相当額を加算するため、利用料金の額を定める必要があるため、御提案申し上げます。

るものでございます。

後ほど事務局から補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 続いて、補足説明を求めます。事務局長 手塚光利さん。

○事務局長（手塚光利君） 議案第6号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して御説明いたします。

令和元年10月に予定されている消費税率の10%への引き上げによりまして、科学館の入館料などの利用料金を改定する必要があるものでございます。

なお、改定額につきましては、市民・利用者代表3名、多摩六都科学館組合組織市職員、こちらは各市企画担当課長5名の計8名から構成される多摩六都科学館組合利用料金検討委員会及び構成市の市長により構成される理事会での検討を経ているものでございます。

本議案につきましては、資料5として新旧対照表をおつけしておりますが、より詳細な内容をお示しできると思いますので、資料6に基づきまして御説明を差し上げたいと存じます。

それでは、資料6「多摩六都科学館利用料金の消費税率引上げ後の改定額（案）」をごらんいただきたいと思います。

初めに「券種」、「個人」の欄をごらんください。入館料は、現行価格が大人500円、高校生までの子どもが200円となり、プラネタリウムなどの観覧料も同額となっております。これらは平成6年に開館したときから変わっておりませんが、組合の直営期間については、組合に消費税の申告義務がなかったため、実際に消費税の申告義務が発生いたしましたのは、平成24年4月に指定管理者制度が導入された時点からとなりまして、指定管理者である乃村工藝社が国税分と地方消費税分を合わせて納税しているところでございます。

平成26年4月に税率が8%に改定される際に、利用料金に含まれる消費税増税分の値上げを検討いたしました。しかし、その時点で、1年半後の平成27年10月に再度税率10%の改定が予定されていたことから、利用料金の改定もその時期に合わせることにいたしました。理由といたしましては、発券機のシステムや、パンフレットなどの印刷物とサイン関係の改修で約500万円以上の経費がかかる見込みから、改修時期を調整したいと考え、利用料金を据え置いたものでございます。

したがいまして、この表にございますとおり、消費税率5%を基準に税抜き価格を求めて、今回の税率10%を算出しております。それが右から3列目の「税込価格」となりますが、これの10円未満を四捨五入して、右から2列目の「改定額」といたしたいと考えてございます。

この結果、入館料と観覧料ともに、大人が520円、子どもが210円となります。

最も御利用の多い観覧付き入館券は、大人が1,000円から1,040円、子どもが400円から420円となり、「セット券」と申しますのは、プラネタリウムと大型映像の両方を観覧できるもので、備考欄にございますように、それぞれ100円の割引となっております。団体料金についても同様の計算方法で、ごらんの価格となっております。

次の「圏域学習」とございますのは、圏域の学校などが学習目的で利用する場合の料金ですが、これについては指定管理者と協議して、学校利用を重視する観点から、例外的に据え置きすることといたしました。

年間フリーパスにつきましては、圏域外の方は入館料の4倍、圏域内の方は入館料の3倍とする現行の考え方に基づくものとなっております。

また、駐車場の利用料金でございますが、普通車が30分ごとに100円の時間制となっております。1日最大700円、大型車は定額で1日2,000円となっております。こちらにつきましては、自動ゲート機による100円未満の料金収納が困難なことから、据え置きとする方針でございます。

なお、利用料金の改定案につきましては、指定管理者との協議が調ってございます。

この利用料金の改定案につきましては、議案第6号でお示ししましたように、条例上におきましては、利用料金の上限額として規定されるものでございます。

議案第6号についての補足説明は以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございますか。鈴木だいち議員。

○2番（鈴木だいち君） ありがとうございます。今回の消費税の引き上げによって、利用料金も値上げするという事なんですけれども、この施設は子どもたちが主体の施設で、就労していない子どもたちからも消費税引き上げで料金を値上げするというのはまずどうかと思ひまして、本当に利用料金を値上げしなければ運営していくことができないのかについて、その根拠をお示しいただけたらと思ひます。

この前、見学会でここに来させていただきまして、本当にすごく楽しい催しとか、運営努力もなさっているなということを感じました。利用者の中で圏域住民の方が3～4割利用なさっていて、それで満足度も高くて9割となっていて、来館回数もリピーターが6割もいるということなんですよね。やっぱりこれだけすばらしい施設なので、また行きたいという子どもたちもたくさんいると思ひます。今回、消費税引き上げに伴っての影響で子どもたちの

リピーターの数も減ってしまうのではないかなと思うんですけども、その辺についてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） では、御質問にお答えさせていただきます。

まず、消費税に伴う料金の値上げについてでございますが、その根拠といたしましては、私どもの財政状況でございます。この施設も25年を迎えまして、施設維持のために、また、こちらは有料の施設でございますので、通常の安全管理、それから衛生管理、照明、またはプラネタリウムの機能などは一定のレベル、もしくはそれ以上のものが担保されることが必要だと認識しております。

そのために、私どものほうでは、昨年度、圏域市の市長様から御理解をいただきまして、負担金の増額もお願いして、その実行が図られたところでございます。最もそれが必要となるのは、端的に申しますと、やっぱり基金の積み立てをある程度順調に、かつ適切にやってまいりませんと、この施設が末長く圏域の高齢者の方からお子様までお楽しみいただける施設として維持するのが困難な事態となっております。

平成36年度の大がかりな空調設備の工事も予定されております。それに向けまして、一定の収入、基金の財源を蓄えつつ、快適な施設として維持するためには、消費税相当額の増額をお認めいただきたいというふうに認識している次第でございます。

続きまして、2点目でございます。子どもたちへの今後こちらの館ができることの充実ということですが、これはある意味、今回の利用料金の議案とはまた別の次元で常日頃考えていることでもございますが、さらにこの館の特徴としましては、スタッフが子どもたちとふれあって対話することでございます。展示物自体は一定のものがある年数変わりませんが、それにかかわる人が子どもたちに相対して個々に応じた説明なり解説を加えることで、リピーター、または子どもたちが何度来ても楽しめるという工夫をしたいと思っております。

それから、例えば学校に来ていただくというのも大変ありがたいお話でございます。しかしながら、私たちとしては、各市の学校に積極的に出向いてアウトリーチをかけて、さまざまな理科教育に関する教材等新しいものをお持ちして、アウトリーチの活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渋谷のぶゆき君） 鈴木議員。

○2番（鈴木だいichi君） 資金を計画的に積み立てておかなければいけないということはよくわかるんですけども、今回、大人が500円から520円で、子どもが200円から210円に料金を

改定しまして、それで、積立資金というのはどれくらい影響が出るのかわかりますでしょうか。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 子どもさんの値上げをした場合の額についてお答えさせていただきます。こちらのほうで平成29年度の実績をもとに試算したところですが、160万円程度ということになっております。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますでしょうか。中村議員。

○10番（中村すぐる君） それでは、何点か確認も含めて質問をさせていただきます。

先ほどの説明の中で、消費税の関係で3%から5%になったときというのは、消費税の対象じゃなかったということで、3%から5%のときは入館料のアップはしなかったという理解でよろしいのか、まず1点確認をさせていただきたいのと、先ほど鈴木議員のほうに御答弁いただいた内容の確認なんです、影響額160万円というのは、子ども料金に限ったものということよろしいのか。もしそうだとしたら、大人料金のほうも含めた影響額、大人料金だけの影響額というのをお知らせいただければと思います。

それと、先ほどの説明の中に駐車料金は今回据え置きましたよということでお話があったんですが、私としては、今回の入館料の値上げというのは基本的にはしないほうが良いというふうに思っております。そのための1つの手段として、駐車料金にある意味単純な消費税額分より若干上乗せをして、先ほどあった160万円だったり、できればそれプラス大人の分の影響額もカバーするような感じで、駐車料金でカバーするという方法もありだったんじゃないかなと思うんですが、その辺の検討の経過をもう少し教えていただければというふうに思います。

それと、5%から8%のときは据え置き、その後の10%が当時は比較的すぐ近くにあったので、8%のときは据え置きましたよという説明があったんですが、そのときの据え置きの理由というのが、今回の10%のときには全く適用されないわけじゃないと思うんですが、その辺の8%で据え置きした理由というのが、今回の10%でも据え置きにできる、検討する材料にならないのかなというふうに思っております。ちょっとその辺について見解をお願いできればと思います。

それと、前回、2月の議会のときに今年度の予算について予算書を審議しましたけれども、たしか2月の予算書の中で消費税で入館料が上がるという内容があったかどうか、ちょっと私、明確な記憶になくて申し訳ないんですが、予算書と今回の入館料の値上げとの関係を教

えていただければと思います。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） まず、3%から5%の段階でございます。税率5%は、平成9年の4月からございました。平成6年の3月からこの科学館は開館してございます。それについては、先ほど申しましたように申告義務がございませんでしたので、組合としては消費税の適用を受けてございません。平成24年の4月には指定管理者制度が導入されまして指定管理者になっておりますので、その時点の消費税額は税率5%ということで、それは指定管理者のほうが負担してございます。

続きまして、駐車場の関係なんですけど、先ほど申しましたように、技術的な問題、それから小刻みに時間を切るとか、算定根拠を変えるとかということで検討させていただきましたけれども、なかなか困難な点が多いので、駐車場に関しては現状のまま御利用いただきまして、また、いらっしゃるお客様方は車でいらっしゃる方が大変多くございますので、その分は幾ばくかでも御負担のほうが軽減になればよろしいかなと思っておりますのでございます。こちらに関してはそういうことです。

それから、5%から8%への増の時点の検討なんですけど、ある意味8%のときの条件下のままで10%も持ちこたえるのかどうか。それに関しましては、年々の負担が相当額ございまして、それについて今後の施設維持補修、それからさまざまな修繕を補っていくには大変困難を要するというので、今回は8%と同じような形で、10%を今後継続して今の料金体制でやるのは困難というような判断をさせていただいたところでございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 先ほど、利用料金収入の影響額のことについて子どものみということで御答弁させていただいておりますが、大人のほうについて追加して御答弁させていただきます。大人につきましては、約340万円程度ということになっております。

それともう1点ですが、2月の当初予算の御審議の際に、利用料金が上がる分についてどのような対応だったかという御質問だったと思っておりますが、そちらにつきましては、2月の当初予算の審議の際には、指定管理料が令和元年の10月から3月まで影響が出るということがございましたので、そちらの歳出につきまして追加で債務負担行為を設定させていただいております。今現在の指定管理期間まで債務負担行為として設定をさせていただいております。利用料金につきましては、まだちょっと不透明なところもございまして、そちらのほうは特に予算書には対応していないという状況でございます。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 中村議員。

○10番（中村すぐる君） 説明の内容は承知いたしました。やっぱり基本的には、先ほど鈴木議員もおっしゃっていましたが、入館料の値上げというのは、子どもたちの学ぶ機会を少なからず奪うことにつながってしまうのではないかなというスタンスが基本的にはありますので、ちょっとこの場で具体的にどうこうというのなかなか私もすぐ思いつかないところではあるんですが、何とか値上げのない方向でぜひ検討していただきたいというのは意見として申し上げておきます。

それと、予算の関係なんですけれども、端的に言えば当初の予算書には入っていませんよということだったんですが、例えば補正予算みたいな形で出てくる可能性があるのかどうかだけ、最後、1点だけ確認をさせてください。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 今のところは、また詳しい額が出ましたところで補正予算のほうは対応するかしないかということを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますか。鴨志田議員。

○8番（鴨志田芳美君） これまでの質問の中で大体私が聞きたいものも終わっているんですけども、1つだけお聞きしたいことがありまして、私、もともと議員になる前はずっと低所得の世帯として子ども2人、今は3人目ができたんですけれども、これまで東久留米に住んで12年ぐらいになるんですけれども、子どもができてからも片手で数える程度しか来たことがないんです。

一番上の娘が小学校を入学するときに無料のチケットをいただきまして、それはどこか行っちゃったのでお金を払って入ったんですけれども、そういった機会があるというのはすごくいいかなとは思ってますけれども、やっぱり低所得の世帯にとっては、1回子どもが1人とか2人で、大人が2人で、みんなで来たいと思うとそれだけお金がかかってしまうので、本当に年1回来れるかどうかという家庭のほうが多いというか、低所得の中でも限られたお金を割いてここに来るかどうかというところでとても迷うところがあると思うんです。

それで、1回来ると、「とってもいいところだね。また来たい」と子どもは言うんですけども、プラネタリウムを見るとかとなると、入館料だけじゃなくてやっぱり家族分かかってきますので、とても苦しい家計の中では、簡単に10円、20円という問題ではないかなと私は捉えています。

それで伺いたいんですけれども、先ほど言ったんですが、小学校入学の際に無料のチケッ

トがというところは、小学5年生なので最近のことがわかっていないんですけども、これは継続して行われていることなのかというのと、値上げに伴ってというか、値上げをするのであれば、またこういったプラスアルファの無料だとか、ちょっと値下げとか、そういったものが予定されているのか。東久留米ウィークとかあったので、その際には来たんですけども、そういったことが予定されているかどうか伺います。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） まず、小学校入学のときの無料チケットでございますが、こちらについては継続して実施しております。

それから、値上げに伴うサービスの充実につきましては、1つは、総体としては今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。まずはできる限り、先ほども申し上げましたけれども、今できることからよりよい形に、お子さん一人一人に目を向けた、充実した科学館になるように職員一同努めてまいりたいと考えております。

また、圏域のサービスデーに関しましては、25周年の関係から昨年始まった事業でございますが、議会からの御意見もございまして、できる限り毎年継続して開催をしていきたいと考えている所存でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますか。間宮議員。

○7番（間宮美季君） 1点は、今回の値上げを決定する際に市民委員の方も入っての議論をされたということなので、その中でどういった御意見が出ていたのかということ伺いたいというふうに思えます。

それからもう1つは、もし仮に値上げをしなかったら、2%分というのが大体どのぐらいの減収というか、金額になるのかというのを、多分どこかにあるのかもしれないんですが、数字を教えていただければと思います。

○議長（渋谷のぶゆき君） 手塚事務局長。

○事務局長（手塚光利君） まず、市民を含めての検討委員会での御意見でございますが、実施いたしましたのは平成31年の1月22日でございます。このときに、近隣類似施設での状況はいかがなものかという御質問であるとか、今回は消費税増税に応じた利用料金の改定案となっているが、本来の運営経費、利用料金の検討の必要性についてはどのように考えているかなど御意見をいただいております。また、利用料金改定により、利用者への一部転嫁で整合性をとる受益者負担のような考えというふうに認識をしているという御意見もいただいております。主立ったものはそうです。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ではもう1つ、引き上げ後の消費税の影響額の御質問についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、約240万円程度ということになっております。あくまでも消費税の額ということになります。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 間宮議員。

○7番（間宮美季君） 検討委員会の御意見は、主なものはわかりました。

そうすると、後段の影響額、消費税分で言うと240万円で、先ほど値上げをした場合の実績は、お子さんの分は160万円と、大人の分を含めると340万円という、値上げ分の額が大きくなるという計算を見込んでいるということになるのでしょうか。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） そうしましたら、そのところをもう一度御説明させていただきます。一応今回の値上げの影響額につきましては、先ほど大人と子どもところで御説明したとおり、全体で510万円ということになります。以上ということになります。

失礼しました。510万円の内訳について御説明いたします。510万円の内訳ですが、先ほども240万円ということで、納める消費税額が240万円程度です。それと、指定管理者のほうの収入という形で150万円程度です。それと、あとは組合への還元金というものがございます。こちらのほうが120万円。これを合計しますと510万円ということで、先ほどの子どもさんと大人の額と同額ということになります。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 間宮議員。

○7番（間宮美季君） 今回の値上げそのものは、消費税分を穴埋めというか、受益者負担も含めて埋めていこうというお考えなのかなというふうに伺っていたんですけども、ちょっと今の御説明であると、実際に8%から10%に上がったときの館としての影響額が240万円ということで換算しているのか。それとも、その前の5から8に上がっているときの分もトータル的に、510万円というのが単純に240万円からすると倍以上の金額になっているので、今の御説明だと説明がつかないのではないかと思うんですけども、その指定管理者150万円収入分と組合還元分の120万円という分がいきなり出てくると、最初の消費税分の値上げというところと——ごめんなさい、もう少し丁寧な説明をお願いできませんでしょうか。

○議長（渋谷のぶゆき君） 豊田管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 大変失礼いたしました。ただいまの御質問について御説明させていただきます。先ほど申しましたとおり、納める消費税額のほうが240万円ということでの

お話だったと思うんですが、先ほどもちょっと事務局長の説明にあったように、5%から8%に消費税率が上がったときに据え置いているというのがございます。このときに税抜き  
の価格自体が、据え置いたことによりまして引き下がっているということがございます。当  
然本来的には5%のときに引き上げるということになりますので、その分が結局今回先ほど  
の差という形であらわれている数字ということになります。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明は以上ですか。よろしいですか。

○管理課長（豊田和徳君） はい。

○議長（渋谷のぶゆき君） 間宮議員。

○7番（間宮美季君） もし仮にそうであるのであれば、例えば今、指定管理者なり、あるいはこの間、施設そのものの運営の中で、消費税分が結局5%から8%になっているときの3%分をある意味以前から比べれば減収になっていますという御説明だったと思うんですけれども、そうであるなら、3%分がどの程度で、なおかつ今回の値上げで2%分がどの程度で、なのでトータル的にこの施設そのものがこういう影響を受けている部分もさらに広がるというその説明がもう少しないと、やはり私たちも地元に戻って、利用される方々に説明もしていかなければならない部分もあるので、もう少しその辺を丁寧に御説明いただけませんかでしょうか。

○事務局長（手塚光利君） 恐れ入ります。ちょっと休憩をいただきたいと思います。

○議長（渋谷のぶゆき君） では、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時04分 再開

○議長（渋谷のぶゆき君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは追加の答弁を、手塚事務局長、お願いいたします。

○事務局長（手塚光利君） 大変貴重なお時間を拝借いたしまして、大変申し訳ございませんでした。私から改めて間宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、消費税の負担に関してでございますが、順序立てて申し上げますと、5%から8%に上がったときに、私どもの利用料金は5%に据え置きをいたしました。その結果、8%の時点から年間およそ300万円の負担が発生してございます。この負担は、本来であれば利用者の皆様へのサービスであるとか、施設の維持補修等に使われる額だと考えております。

その300万円を引き続きながら、さらにここで新たな消費税の改定時期に10%に引き上げ

ませんと、先ほど御答弁しましたように、240万円が上乘せされる形となります。したがって、今後、540万円余の税負担を私どもがしていくには、大変御理解をいただかなければならない事案でございますが、今回の利用料金の改定をお願いしたいという所存でございます。一方、利用者の方々には、これに関してより一層のサービスの提供に指定管理者ともども努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 間宮議員。

○7番（間宮美季君） 御説明よくわかりました。ただ、やはりこういった値上げをする際には、丁寧に具体的な数字も含めて御提示いただかないと、なかなかやっぱり議員だけではなくて、利用者の方々にも御納得いただけないのではないかと思いますので、そのことについては今後はよろしく願いいたします。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。鈴木議員。

○2番（鈴木だいichi君） ありがとうございます。まず、私としては、今回の利用料金の値上げについては反対いたします。

その理由ですけれども、先ほど鴨志田議員のほうからも出されましたけれども、家族で利用される方たちが多いと思うんですね。それで、例えば4人家族で子ども2人で来た場合とか、入園料が引き上げられて、あとプラネタリウムもみんなで見て、さらに駐車場代までかかるわけですね。引き上げによって、また行きたいというリピーターの方たちの入館が減ってしまうのではないかということをお慮します。

それで、今回引き上げに伴う額も示されましたけれども、今まで消費税が上がって引き上げをしてこなかったということについてはすごく評価いたしますけれども、百歩譲って、せめて子ども料金だけでも値上げをしないでもらえたらいいなというふうに思います。

というのは、この前見学会に参加して、そこで子どもたちが本当に楽しんでいる様子がよくわかったんですね。入館した子どもたちが将来ここに来て、科学者になろうと思う子どもたちもいるかもしれませんよね。そういう子どもたちのためにも、やっぱり学ぶ機会とかを今回の値上げで奪うことになるのではないかと思いますので、今回の利用料の値上げについては反対いたします。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに討論ございますか。間宮議員。

○7番（間宮美季君） 今回値上げをされるということで、本当に今、鈴木議員からもありましたように、子どもたちへの影響というのはすごく心配される場所ではあります。ただ、一方で、施設の維持というものもきちんとしていかなければならないのかなというところも、本当に非常に難しい判断ではあると思っています。

先ほどの質疑の中で、今後、サービスの充実のあり方であるとか、特に今回圏域の学習については据え置いたということなどもあり、さらにそういったところの子どもたちの影響を考えてサービスを一層充実していただきたいということ強く要望して、今回の消費税分の値上げについてはしようがないのかなということで、賛成をいたします。以上です。

○議長（渋谷のぶゆき君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、これより議案第6号「多摩六都科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 日程第8「議案第7号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、4番 小林美緒議員の退席を求めます。

〔4番 小林美緒議員退席〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 提案理由の説明を求めます。管理者 丸山浩一さん。

○管理者（丸山浩一君） 議案第7号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、構成市の議員改選がありましたことから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、東村山市選出議員の小林美緒氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求める必要があるため、御提案申し上げます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷のぶゆき君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷のぶゆき君） それでは、本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第7号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷のぶゆき君） 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

ここで、小林議員の入場を求めます。

〔4番 小林美緒議員入場〕

○議長（渋谷のぶゆき君） ただいま監査委員に選任されました小林美緒議員から一言御挨拶をお願いいたします。

○4番（小林美緒君） ただいま議会より監査委員に選任をいただきました第4番 小林美緒でございます。

組合の財務事務、予算等が適正かつ効率的に使われているかどうかをしっかりと監査、審査、検査をしてまいりたいと思いますので、どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

○議長（渋谷のぶゆき君） ありがとうございます。

---

○議長（渋谷のぶゆき君） 以上をもって本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 渋谷 のぶゆき

多摩六都科学館組合議会臨時議長 小林 たつや

多摩六都科学館組合議会議員 竹井 ようこ

多摩六都科学館組合議会議員 鈴木 だいち

多摩六都科学館  
組合議会会議録

令和元年 9月発行

編集兼  
発行者

多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982